

公益財団法人 日本近代文学館 維持会会則

- (1) 公益財団法人日本近代文学館（以下「館」という）定款 36 条の会員規定に基づき維持会員をおきます。
- (2) 館の目的・事業に賛同し、毎年一定の維持会費を館に寄付する個人及び法人・団体を維持会員とします。
- (3) 会員に対し理事長は収支決算を報告します。
- (4) 会員の館閲覧室の利用は無料とし、研究室・講堂などの施設の利用は会員料金とします。
- (5) 会員は館の行う展覧会・講演会・講座など各種行事の案内を受け、招待または優待されます。（但し特定のものを除く）
- (6) 会員は館報の無料配布を受け、館の出版物の割引購入をすることができます。（但し特定のものを除く）
- (7) 会費の年額は下記の通りとし、払込み方法は一時払い、分割払いのいずれでもけっこうです。但し会費の有効期間は毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとします。

イ、個人 1 口 1 万円

ロ、法人・団体 1 口 6 万円

付則 この規定は 2011 年 8 月 3 日から施行します。

日本近代文学館 維持会 入会申込書

日本近代文学館維持会に入会を申し込みます			年	月	日	
ふりがな				男	女	歳
氏 名						
住 所	〒		電 話			
勤務先 学校名						
会 費		新規 ・ 継続	備考			

太枠線のみご記入ください